〇かすみがうら市公害防止条例
平成 17 年３月 28 日条例第 103 号
かすみがうら市公害防止条例

目次
第１章　総則
第１節　目的及び定義（第１条・第２条）
第２節　市長の責務（第３条―第８条）
第３節　事業者の責務（第９条・第 10 条）
第４節　市民の責務（第 11 条）
第２章　工場等に関する規制
第１節　特定施設（第 12 条―第 19 条）
第２節　規制基準（第 20 条・第 21 条）
第３節　事故時等の措置（第 22 条―第 25 条）
第３章　雑則（第 26 条―第 29 条）
第４章　罰則（第 30 条―第 33 条）
附則

第１章　総則
第１節　目的及び定義
（目的）
第１条　この条例は、法令又は茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成 17 年茨城県条例第９号。以下「県条例」という。）に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、公害を防止し、市民の健康で快適な生活を確保し、自然及び生活環境の保全を図り、もって市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境保全
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる生活環境を保全することをいう。
（２）　生活環境
市民の日常生活に欠くことのできない条件をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
（３）　公害
事業活動その他の人の活動に基づく自然環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は快適な暮らしが阻害されることをいう。
（４）　特定施設
工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうちばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭を排出し、発生し、飛散させるものであって、規則で定めるものをいう。
（５）　排出水
工場等から水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第２条第１項に規定する公共用水域に排出される水をいう。
（６）　事業者
工場等の事業主をいう。

第２節　市長の責務
（市長の責務等）
第３条　市長は、市民が健康で快適な暮らしを守るため、市の自然的、社会的条件に応じた環境保全に関する施策を講ずるよう努めなければならない。
２　市長は、市の振興に関する計画の策定及び実施に当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。
３　市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況その他公害に関する事項について監視及び調査研究を行わなければならない。
４　市長は、市民の環境保全に関する意識を高めるため、その思想の普及に努めるとともに、適切な指導を行うものとする。

（公害の状況の公表）
第４条　市長は、前条第３項の規定による調査及び監視の結果、明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

（苦情の処理）
第５条　市長は、公害に係る苦情について、あっせん等の要請があったときは、当該苦情の適切な処理に努めなければならない。

（助成）
第６条　市長は、公害防止のための施設の整備改善等に要する資金のあっせんその他必要な助成に努めるものとする。

（公害防止の要請）
第７条　市長は、公害の防止に関し必要があると認めるときは、国又は県に対し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

（他の地方公共団体との協力）
第８条　市長は、公害を防止するため必要と認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

第３節　事業者の責務
（事業者の責務等）
第９条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、法令又は県条例及びこの条例に違反していないことを理由に、公害の防止に必要な努力を怠ってはならない。
３　事業者は、地域の生活環境を保全し、常に快適な生活を確保するため、工場等及びその周辺を清潔にし、緑化を図るとともに環境の整備保全に努めなければならない。
４　事業者は、自己の施設に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。
５　事業者は、公害の防止に関する技術の研究及び開発を行うよう努めなければならない。
６　事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。
７　事業者は、歴史的遺産を破壊したり、損傷することのないよう工場等の設置場所の選定又は事業活動に伴う作業方法の改善等に努めなければならない。

（工場等設置に係る事前協議）
第 10 条　物の製造若しくは加工処理等を目的とする工場等又は動物の飼育をする事業場を新設又は増設しようとする者は、その着工前 60 日（ただし、動物の飼育をする事業場にあっては 30 日）までに事業計画及び公害防止方法等について市長と協議しなければならない。

第４節　市民の責務
（市民の責務等）
第 11 条　市民は、環境保全に関する意識を高め健康で快適な暮らしを営む自己の権利が公害により侵害されないようその確保に努めなければならない。
２　市民は、公害を発生させることのないように努めなければならない。
３　市民は、市が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第２章　工場等に関する規制
第１節　特定施設
（特定施設の設置の届出）
第 12 条　特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
（１）　氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（２）　施設の名称及び所在地
（３）　施設の構造及び管理の方法

（４）　公害防止の方法
（５）　その他規則で定める事項

（経過措置）
第 13 条　一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（構造等の変更の届出）
第 14 条　前２条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第３号又は第４号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
２　前２条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 12 条第１号、第２号若しくは第５号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（計画変更命令等）
第 15 条　市長は、第 12 条又は前条第１項の規定による届出があった場合において、その届出に係る工場等が第 20 条の規定による規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日（ただし、動物の飼育をする事業場及び騒音又は振動に係るものについては 30 日）以内にその届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは管理の方法等について計画の変更又は第 12 条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）
第 16 条　第 12 条又は第 14 条第１項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日（ただし、動物の飼育をする事業場及び騒音又は振動に係るものについては 30 日）を経過した後でなければそれぞれの届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る事項を変更してはならない。
２　市長は、第 12 条又は第 14 条第１項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（改善勧告）
第 17 条　市長は、特定施設から公害を発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて公害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
２　前項の規定により勧告を受けた者は、速やかに公害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）
第 18 条　市長は、前条第１項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を取らないときは、その者に対し、期限を定めて当該施設の構造若しくは管理の方法の改善又は作業の一時停止を命ずることができる。

（改善措置の届出）
第 19 条　第 17 条の規定による勧告又は前条の規定による改善命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第２節　規制基準
（規制基準等）
第 20 条　市長は、公害を防止するため特定施設に係る規制基準を規則で定めるものとする。
２　市長は、前項の規定による規制基準を定めようとするときは、かすみがうら市環境基本条例（令和４年かすみがうら市条例第 16 号）第 28 条のかすみがうら市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
３　事業者は、第１項の規定による規制基準を遵守しなければならない。

（排出水の規制基準等）
第 21 条　工場等に係る排出水の汚染状態に関する規制基準は、別表のとおりとする。
２　事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

第３節　事故時等の措置
（事故届等）

第 22 条　事業者は、事故により公害を発生し、又は発生するおそれがあるときは直ちに市長に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした者は、速やかに公害防止のための措置を講ずるとともに、その計画書を市長に提出しなければならない。

（防止計画に係る計画変更命令）
第 23 条　市長は、前条第２項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずるものとする。
２　市長は、前項の規定により防止計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に弁明の機会を与えなければならない。

（実施命令）
第 24 条　市長は、事業者が第 22 条第２項の規定により提出した防止計画又は前条第１項により変更を命じられた防止計画において定められた措置を講じないときは、当該事業者に対して期限を定めて当該措置の実施を命ずるものとする。
２　前条第２項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。

（公害防止施設の完了届）
第 25 条　第 23 条第１項又は前条第１項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第３章　雑則
（公害防止協定）
第 26 条　市長は、規制措置によるもののほか、公害防止に関する施策を積極的に実施するため、必要と認めるときは事業者との間に公害防止協定を締結するものとする。
２　事業者は、前項の協定に関し、市長から協議の申出があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

（報告及び立入検査等）
第 27 条　市長は、この条例の施行に必要な限度において関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
３　関係者は、第１項の規定による報告、調査若しくは検査を拒み、又は妨害してはならない。

（調査請求）
第 28 条　公害を受けている者又は受けるおそれのある者は、市長に対し、その状況を報告し、調査を請求することができる。

（委任）
第 29 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　罰則
第 30 条　第 24 条第１項の規定による命令に違反した者は、５万円以下の罰金に処する。
第 31 条　次に該当する者は、３万円以下の罰金又は科料に処する。
第 15 条、第 18 条又は第 23 条第１項の規定による命令に違反した者
第 32 条　次の各号のいずれかに該当する者は、１万円以下の罰金又は科料に処する。
（１）　第 12 条から第 14 条まで、第 22 条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第 16 条第１項の規定に違反した者
（３）　第 27 条第１項の規定による調査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）
第 33 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金又は科料を科する。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 17 年３月 28 日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の霞ヶ浦町公害防止条例（昭和 49 年霞ヶ浦町条例第１号）又は千代田町公害防止条例（昭和 47 年千代田町条例第 23 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附　則（平成 22 年３月 26 日条例第７号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月 28 日条例第 19 号）
この条例は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和４年６月 30 日条例第 16 号抄）
（施行期日）
１　この条例は、令和４年７月１日から施行する。
（審議会等に係る経過措置）
３　前項の規定による改正前のかすみがうら市公害防止条例の規定に基づくかすみがうら市環境審議会及び委員は、この条例の規定に基づく環境審議会の委員となり、同一性をもって存続するものとする。